

石垣市 市民活動保険

石垣市では、市民・市民団体・自治会・スポーツ少年団等がボランティア活動を行う際に、**事故にあつたり、第三者に損害を与えた場合の保険制度**を創設しました。

保険の対象となる活動

保険の対象は、**以下のすべてを満たす活動**となります。
 ・自主的な団体や地域住民組織が行っている活動および個人が行っている活動
 ・広く公共の利益を目的とした自主的、自発的な活動
 ・活動が計画的に行われていること
 ・無報酬（交通費や弁当などの実費支給を除く）の活動
 ※市が行う同様な行事におけるボランティア・参加者にも準用されます。

社会教育活動	・レクリエーション活動 ・文化・芸術活動（講演会、講座、音楽会等の開催） など
社会福祉・奉仕活動	・福祉施設等の支援活動、高齢者・障害者等の支援活動（生活介助、手話通訳、送迎等） ・清掃活動（海岸、河川、公園、道路等の清掃） など
青少年健全育成活動	・子ども会、青少年指導育成（スポーツ指導、あいさつ運動、読書会等） ・お年寄りとの交流会、街頭補導 など
地域社会活動	・防災活動、防犯パトロール、交通安全活動、子育てサロン ・公民館・自治会活動（総会、役員会、地域の清掃、文書の回覧・配布、運動会、豊年祭、文化発表会、敬老会、生年祝い、成人祝い等） など

保険の対象とならない活動

これらの活動は、**保険の対象とはなりません**ので、注意してください。

日本国外における活動	・海外視察活動	職場などの行事活動	・政治・経済団体、労働団体の活動と認められるもの
政治、宗教、営利目的の活動	・政党支援や政治家支援の活動や政治施策に対するデモ活動 ・神社やお寺、宗教が関わるお祭り等の活動	学校等管理下の児童生徒の活動	・学校・幼稚園・保育所管理下での事業活動 ・学校等主催行事活動（学校施設の清掃奉仕作業、運動会の準備等）
自助的・懇親目的の活動	・個人が自助的に行う活動（自宅近所の草刈りなど） ・会員相互のための勉強会や研修会、親睦会（カラオケサークルなど）、PTA・父母会活動	危険度の高い活動	・チェーンソー・重機等を使用する活動、野焼き、山岳登山、高所作業 ・危険度の高い祭り

補償額

	傷害補償				賠償補償		
	種類	補償要件	支払額		種類	補償要件	支払限度額
傷害補償	死亡	傷害事故により180日以内に死亡の場合	500万円	賠償補償	身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1名につき1億円 1事故につき2億円 ※自己負担額：5,000円 ※生産物賠償は保険期間中限度額2億円
	後遺障害	傷害事故により180日以内に後遺障害を生じた場合	後遺障害の程度により20～500万円			財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき
	入院・通院	傷害事故により入院又は通院治療を受けた場合	入院：3,000円/日（180日を限度） 通院：2,000円/日（90日を限度）		保管物賠償		他人からの預かり物や管理物に損害を与えたとき
	手術	入院保険の支給事由に該当かつ手術を受けた場合	手術の種類に応じて1.5万円または3万円				

- 保険料は石垣市負担のため事前の登録は不要ですが、事故後の報告書の提出が必要となります。
- 保険の開始日は、**令和3年（2021年）4月23日**で、この日以降の事故が対象です。
- 保険に該当すると思われる事故があった場合は、すみやかに石垣市までご連絡をお願いします。



石垣市 平和協働推進課

☎ 907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地 TEL 0980-82-1253 FAX 0980-87-9251

E-mail heiwa@city.ishigaki.okinawa.jp

URL https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/heiwa_kyodo/index.html

